

春日部市補助金見直し方針
第3編

2018年（平成30年）3月



春日部市

はじめに

補助金の支出は、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」の規定により行われるものです。

「公益」は、「国家または社会公共の利益。広く世人を益すること（広辞苑）」の意であり、一般的には「社会一般の利益」や、「社会における不特定かつ多数の人々の利益」とされています。

補助金の支出に当たっては、「公益上の必要性」を可能な限り客観的に判断することが求められており、その判断は、対象となる補助事業の公益性の程度や支出による具体的効果、当該地方公共団体の財政に及ぼす影響等、諸般の事情を考慮すべきものと解されています。

このようなことから、本方針は、「補助金の公益上の必要性」に留意し、「補助金支出の具体的な効果」を一定の期間（概ね5年程度）の中で、定期的に見直しをするための基本的な考え方を定めるものです。

◆行政実例（S. 28. 6. 29）

「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要であるかどうかの認定は、全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも、公益上必要であると認められなければならない。」

◆判例（高知地裁 H10. 1. 16）

「地方自治法232条の2が、地方公共団体が行う補助金等の交付について、公益上の必要性という要件を課した趣旨は、恣意的な補助金の交付によって、当該普通地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止する点にあると解されるから、客観的にその公益性が認められないなど、地方公共団体の議会や首長が、補助金を交付することを内容とする予算案を議決し、あるいは、補助金を交付するに際して行った公益上の必要性の存在に関する判断過程に、裁量の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は、同条に違反して違法と判断されるものと解するのが相当である。」

◆判例（最高裁 H17. 11. 10）

「地方自治法232条の2に定める公益性の概念は、政治的ないし技術性の高い概念であり、第1次的には地方公共団体に裁量権がある。しかし、公益上の必要性の認定は、全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない、地方公共団体の長がその裁量権を逸脱し、又は濫用した場合には司法が違法と判断すべきものである。」

1 補助金の性質と一般的な課題について

(1) 補助金の定義

この方針における「補助金」の意味は次のとおりとします。

補助金	特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が、公益上必要があると認めた場合に対価なくして支出するもの。
-----	--

(ぎょうせい「地方公共団体歳入歳出科目解説」より)

※名称が「奨励金」、「助成金」等となっている場合も、その実質が補助金と同様のものである場合は、補助金として捉えます。

※市が、地方自治法第232条の2に基づいて行う補助は、原則として私法上の贈与に類するものであり、長が行う交付決定は、私法上の贈与契約の申込みに対する承諾（負担付贈与契約）と同視できることから、交付決定は行政処分に該当しないものとされています。

(2) 補助金の分類

補助金は、歳出予算の19節「負担金、補助及び交付金」の中で、次のとおり分類されています。

節	細 節	内 容
19 負担金、補助及び交付金	23 団体運営費補助金	各種団体の運営費及び公益的活動全般に対する補助金
	24 事業費補助金	特定の目的を持った事業に対する補助金
	25 制度的補助金	国、県補助金を伴う補助金（国、県補助事業）
	26 利子補給保険料等補助金	利子補助金等
	27 市外郭団体等補助金	職員を派遣している又は出資している、市の外郭団体に対する補助金
	28 その他特定補助金	市の施策として実施するもの
	30 助成金	保存樹木等助成金、緑化協定等助成金、道路拡幅整備助成金、生垣設置奨励金等

(「歳出予算執行科目コード表（共通）」より)

(3) 補助金の一般的な課題

補助金は、様々な分野において、行政サービスを補完する公共的サービスの誘導や、市民活動の活性化に繋がる公益的な事業の実施など、市の施策を展開する中で、重要な役割を担っています。

一方で、補助金交付における当初の目的や役割が相対的に低下しているものもあり、本来の目的や支出の必要性と効果について、適宜見直すことが求められています。

2 見直しの方法について

補助金については、毎年度、以下の項目を検証します。（新規の補助金についても同様です。）検証後は、行政評価シートにより、補助金支出の効果や、支出の公益性をより明確化します。

(1) 公益性の程度について

- ① 補助事業の目的及び内容が曖昧で、地域の住民自治の推進や社会福祉の増進に、どのような効果があるのか明確ではない。
- ② 補助金の支出効果が広く市民等に及ぶものではなく、特定の者の利益に止まっており、効果が限定的である。
- ③ 同種の事業・活動を行っていないながら、一方では補助金の交付を受けていない団体等が複数存在し、公平性に問題がある。
- ④ 本来行政が行うべき事業を団体等に行わせ、補助金として支出している。
- ⑤ 交付先に余剰金がある。（団体運営費補助金に限る。）
- ⑥ 補助金交付を受ける団体が、他の団体へ補助金を支出している。

【解説】

市が補助金を交付する場合の「公益上の必要性」の有無について、客観的に判断するため、次の観点から総合的に検証します。

(i) 目的及び趣旨

補助金交付要綱第1条に定める補助事業等の目的及び趣旨が明確であり、かつ、市民の福祉の向上に繋がるものや市民ニーズに沿ったものであること。

(ii) 公平性

補助金の交付を受けることができる者とそうではない者の区分について、明確な理由があること。

(iii) 有効性

具体的な達成目標を掲げて行われる補助事業であり、かつ、公益的な目的に沿った適切かつ有益な効果が期待できるものであること。

- ⑦ 補助目的が類似する他の補助金がある。

【解説】

補助金交付先が受給している他の補助金等を十分調査し、補助の目的及び補助対象等が類似（重複）しているものが庁内にある場合は、部（課）を越えて統合を検討します。

(2) 支出における具体的な効果について

- ⑧ 1件10万円未満の少額補助金である。
- ⑨ 事業費補助金ではなく、団体運営費補助金である。

(3) 市の財政に及ぼす影響について

- ⑩ 補助対象経費に占める補助金の割合が2分の1を超えている（又は、10分の1に満たない）。

【解説】

補助率については、公益性と同時に、市の財政状況に与える影響を考慮して決定する必要があります。そのため、市が任意に補助率等を設定できる新規の補助金については、原則として、補助率を対象経費の2分の1以内とします。

既存の補助金については、公益性や事業・団体の性質等に応じて、様々な補助率等が設定されている状況です。そのため、自主財源の確保を促す等の取組により、団体の活動を阻害することなく補助率等の見直しが可能な補助金については、補助率が対象経費の2分の1以内となるよう、段階的な見直しを検討するものとします。

また、補助金交付の上限額又は補助金交付額は、「予算の範囲内である」ことを補助金交付要綱に明記します。国県補助を伴うものについては、国県の定める補助基準額の範囲内の補助とし、市の施策として必要なもののみを対象とします。

(4) 社会経済情勢や市の計画との適合性について

- ⑪ 市の総合振興計画に掲げる施策との整合性が図れていない。
- ⑫ 施策の浸透、普及等により事業目的が達成された事業である（又は、達成される見込みである）。
- ⑬ 現在の社会経済情勢に照らして、補助事業に対する社会的ニーズが相対的に低下している。
- ⑭ 国・県の補助制度が廃止された（又は、廃止される見込である）。
- ⑮ 過去3年間連続して補助金の交付実績がない。

(5) その他

⑯ 交付要綱において補助対象外経費を設定していない。

【解説】

補助金の算定根拠及び算定方法は、補助対象経費からの算出が明確かつ妥当なものとなるよう検討します。定額の補助金であっても例外ではありません。

なお、原則、以下の経費については、補助対象外経費として取り扱います。特段の理由により対象経費とする場合は、財政課及び政策課と協議し、その必要性を行政評価シートに記載します。

(i) 飲食費

(ii) 懇親会費

(iii) 慰労的な研修費、成果報告のない研修費

(iv) 慶弔費

(v) 上部・他団体への負担金・分担金

(vi) 運営安定のための積立金

(vii) その他特定目的のための積立金

⑰ 補助金の支出使途を詳細に把握していない。

⑱ 市担当課が交付先団体の事務局を担当している。

3 見直しの具体的手法及び検証の取組について

補助金支出の効果の検証が形骸化することのないよう、以下のとおり見直しを進めます。

(1) 補助金交付要綱における見直し規定の設定について

補助金交付要綱に、見直しの終期を平成35年（2023年）3月31日までとする規定（見直し規定）を設定します。

※要綱に定める見直し規定は、平成34年度（2022年度）まで、補助金の支出を担保するという意味ではありません。

■見直し規定の設定例

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
（春日部市〇〇〇〇〇補助金交付要綱の廃止）
- 2 春日部市〇〇〇〇〇補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇月〇〇日制定）は、廃止する。
（要綱の見直し）
- 3 市長は、補助金支出の効果の検証を毎年度行うものとし、その結果に基づいて平成35年3月31日までに要綱の制定改廃その他必要な措置を講ずるものとする。

(2) 行政評価シートによる補助金支出の効果の明確化について

行政評価シートを、「補助事業の継続的な見直し・改善のツール」として活用するとともに、「補助事業の取組や活動実績を市民に公表する資料」として明確にすることにより、補助金支出の効果の検証や改善策を次年度以降の取組に反映します。

また、作成した補助金の行政評価シートは、補助金支出の透明性を確保するため、市公式ホームページで毎年度公表します。

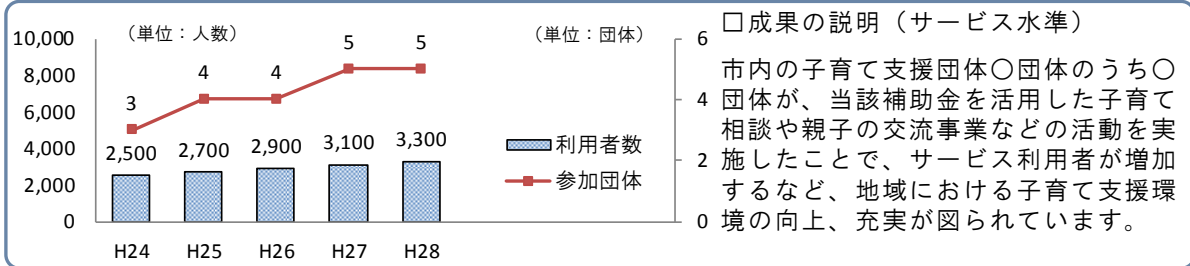
※行政評価シート（補助金）の記入例は、7ページ及び8ページのとおりです。

行政評価シート（補助金）記入例【表面】

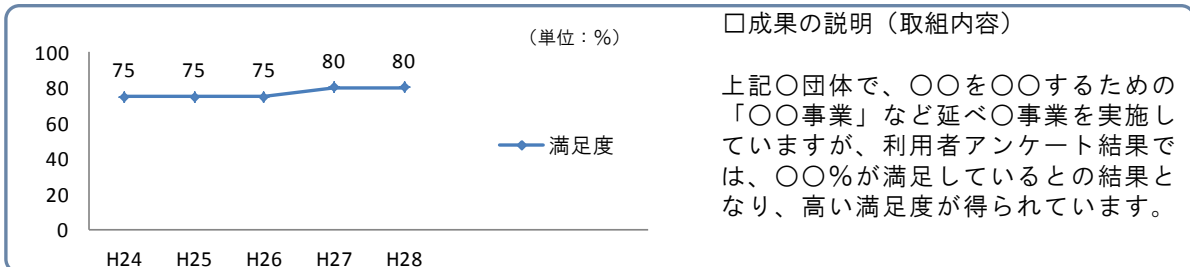
No.	17	補助金名	春日部市子育て支援活動団体事業費補助金	課名	子育て支援課	
補助目的	地域における子育て支援活動の推進を図るため、子育て支援活動を行う団体の事業に対し、補助金を交付するものです。				事業開始年度	平成25年度
					事業見直予定年度	平成34年度
成果指標	子育て支援事業の参加者数（及び利用者アンケートによる満足度）			現状値(H28)	3,300人	
現状と課題	核家族化が進むなか、家庭における子育てにかかる負担は大きく、乳幼児を養育する家庭の孤立化を防ぐためにも、地域における子育て支援の充実とあわせて、情報提供・相談体制の充実などのきめ細かな支援が求められています。					

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度
目標値	3,400人	3,500人	3,600人	3,700人	3,800人
実績値					
達成率					
当初予算額(千円)	100				
決算額(千円)					

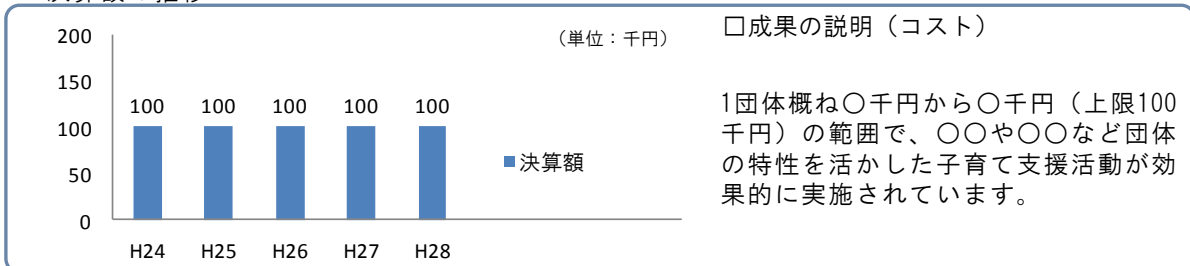
1 子育て支援事業のべ参加者数の推移（成果指標の推移）



2 利用者アンケートによる満足度の推移（取組内容の推移）



3 決算額の推移



28年度の評価	当該団体が実施する事業は、春日部市子ども・子育て支援事業計画の基本目標である「地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり」を具現化している事業の1つであり、地域住民が主体となって様々な事業を実施することにより、利用者の満足度等の向上のほか、市の子育て支援事業を補完している側面もあります。
今後の方向性	A 今後も、乳幼児を養育する家庭の孤立化を防ぐために、創意工夫を活かした魅力ある事業の実施を促すとともに、より多くの団体が積極的に参加できるような環境整備を推進するため、子育て支援活動を行う団体への補助金交付を継続していきます。

A：事業を継続 B：見直し・改善の上で事業を継続 C：事業の縮小・休止・廃止を検討

行政評価シート（補助金）記入例【裏面】

所属部	担当課	補助金名	補助金区分	補助金の見直しを検討する基準 該当事項																						
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱					
福祉部	事業費補助金	子育て支援団体事業費補助金	事業費補助金											●												

◆補助金の見直しを検討する基準

番号	内容
①	補助事業の目的及び内容が曖昧で、地域の住民自治の推進や社会福祉の増進に、どのような効果があるのか明確ではない。
②	補助金の支出効果が広く市民等に及ぶものではなく、特定の者の利益に止まっており、効果が限定的である。
③	同種の事業・活動を行っていないながら、一方では補助金の交付を受けていない団体等が複数存在し、公平性に問題がある。
④	本来行政が行うべき事業を団体等に行わせ、補助金として支出している。
⑤	交付先に余剰金がある。（団体運営費補助金に限る。）
⑥	補助金交付を受ける団体が、他の団体へ補助金を支出している。
⑦	補助目的が類似する他の補助金がある。
⑧	1件10万円未満の少額補助金である。
⑨	事業費補助金ではなく、団体運営費補助金である。
⑩	補助対象経費に占める補助金の割合が2分の1を超えている（又は、10分の1に満たない）。
⑪	市の総合振興計画に掲げる施策との整合性が図れていない。
⑫	施策の浸透、普及等により事業目的が達成された（又は、達成される見込みである）。
⑬	現在の社会経済情勢に照らして、補助事業に対する社会的ニーズが相対的に低下している。
⑭	国・県の補助制度が廃止された（又は、廃止される見込である）。
⑮	過去3年間連続して補助金の交付実績がない。
⑯	交付要綱において補助対象外経費を設定していない。
⑰	補助金の支出使途を詳細に把握していない。
⑱	市担当課が交付先団体の事務局を担当している。